（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百四十一条の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更（新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等の作成に当たってした会計上の見積り（計算書類等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。）を変更することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　当該会計上の見積りの変更の計算書類等の項目に対する影響額

三　（略）

（誤謬の訂正に関する注記）

第百四十一条の五　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類等の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して計算書類等を作成することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百四十二条　（略）

2　（略）

3　次に掲げる組合の貸借対照表の注記には、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　（略）

二　共済事業実施組合（前号に掲げる組合に該当する場合にあっては、イを除く。）

イ　（略）

ロ　法第十五条の二十二第一項に規定する特別勘定を設けた場合にあっては、当該特別勘定の資産及び負債の総額

ハ　（略）

4　（略）

（有価証券に関する注記）

第百四十四条　前条に定める事項のほか、有価証券に関する注記は、次に掲げる有価証券に応じて、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

三　当該事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券　保有目的区分を変更した旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が計算書類等に与えている影響の内容

2　（略）

（合併に関する注記）

第百四十六条の三　合併に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当事業年度において、吸収合併対象財産（吸収合併（組合が他の組合とする合併であって、合併により消滅する組合（以下「吸収合併消滅組合」という。）の権利義務の全部を合併後存

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第百四十一条の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更（新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類の作成に当たってした会計上の見積り（決算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、決算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。）を変更することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　当該会計上の見積りの変更の決算書類の項目に対する影響額

三　（略）

（誤謬の訂正に関する注記）

第百四十一条の五　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、決算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して決算書類を作成することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

（貸借対照表に関する注記）

第百四十二条　（略）

2　（略）

3　次に掲げる組合の貸借対照表の注記には、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　（略）

二　共済事業実施組合（前号に掲げる組合に該当する場合にあっては、イを除く。）

イ　（略）

ロ　法第十五条の十五第一項に規定する特別勘定を設けた場合にあっては、当該特別勘定の資産及び負債の総額

ハ　（略）

4　（略）

（有価証券に関する注記）

第百四十四条　前条に定める事項のほか、有価証券に関する注記は、次に掲げる有価証券に応じて、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

三　当該事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券　保有目的区分を変更した旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）に与えている影響の内容

2　（略）

（合併に関する注記）

第百四十六条の三　合併に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当事業年度において、吸収合併対象財産（吸収合併（組合が他の組合とする合併であって、合併により消滅する組合（以下「吸収合併消滅組合」という。）の権利義務の全部を合併後存